

令和3年10月28日

学生及び教職員の皆様

学 長

飲酒運転の防止について（通知）

今年8月に、本学教員が基準値を超える酒気を帯び乗用車を運転した疑いで現行犯逮捕される事案が発生しました。また、2月には本学学生が飲酒運転の車にはねられ死亡するという痛ましい事故も発生しました。

アルコールを含む飲食物を摂取し、アルコールを体内に保有した状態で運転する飲酒運転は、極めて悪質・危険な犯罪であり、厳しい行政処分と罰則が科せられています。

アルコールは、中枢神経に作用して脳の神経活動を抑制する物質で、情報処理能力の低下、注意力・判断力の低下等を引き起こすことにより、信号を見落としたり、ハンドルやブレーキの操作が遅れたりするなどして、交通事故を起こす危険性が非常に高くなります。

飲酒運転は、運転者本人、車やお酒の提供者、同乗者が厳しく罰せられるだけでなく、被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果につながります。学生及び教職員一人ひとりが、「飲酒運転は絶対にしない、させない」という意識を徹底し、常に安全運転に心がけるようお願いします。

また、通学、通勤等に車（自転車、バイクを含む。）を利用する際には、アルコールチェッカー等を積極的に活用し、自身の酒気帯びの有無等を十分に確認するなど、各自適切に対応するようお願いします。

※鹿児島県交通安全県民運動の一つとして、飲酒運転の根絶を目的に、別紙のとおり「飲酒運転8（やっ）せん運動」も展開中ですので、ご注意ください。

飲酒運転「^{やっ}8せん」運動展開中！！



- 1 酒を飲んだら運転しま**せん** ← 運転者への罰則強化
- 2 運転するなら酒は飲ま**せん** ← 運転者への罰則強化
- 3 酒を飲んだ人には運転させま**せん** ← ハンドルキーパー指定
- 4 酒を飲んだ人には車は貸しま**せん** ← 車両提供者への罰則
- 5 運転する人に酒はすすめま**せん** ← 酒類提供者への罰則
- 6 酒を飲んだ人の車には同乗しま**せん** ← 同乗者への罰則
- 7 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしま**せん** ← 使用者への罰則強化
- 8 酒を飲んだら自転車も乗りま**せん** ← 自転車利用者への周知徹底

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

4つの交通安全県民運動

高齢者の交通事故防止

◎「プラス1運動」

高齢者の歩行中の交通事故を防ぐため、

- ① 横断時の確認をプラス1
(道路中央付近でもう一度左を確認)
- ② 夜光反射材をプラス1
- ③ 明るい服装をプラス1

の3つを習慣つけるもの。

※ 平成30年度から「つけてますか？」

運動と統一



運転者の交通事故防止

◎全席ベルト着用!! 「します・させます運動」

4つの「します」、「させます」のフレーズにより後部座席を含む全席でのシートベルト着用と子どものチャイルドシート着用を呼びかけるもの。

- ・ 車を運転するならシートベルトをします
- ・ 車に同乗するならシートベルトをします
- ・ 子ども(幼児)にはチャイルドシートをさせます
- ・ 後部座席を含む全席にシートベルトをさせます



◎飲酒運転「8(やっ)せん運動」

飲酒運転の禁止のみならず、飲酒運転車両への同乗や、運転者の酒類提供の禁止等を鹿児島弁の「やっせん」になぞって8つのフレーズで呼びかけるもの。

- ・ 酒を飲んだら運転しません。
- ・ 運転するなら酒は飲みません。
- ・ 酒を飲んだ人には運転させません。
- ・ 酒を飲んだ人には車は貸しません。
- ・ 運転する人には酒はすすめません。
- ・ 酒を飲んだ人の車には同乗しません。
- ・ 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません。
- ・ 酒を飲んだら自転車にも乗りません。

◎「3(サン)ライト運動」

夜間における交通事故の背景として薄暮時の無点灯や下向きライトによる歩行者等の発見の遅れが要因となっていることから、前照灯の点灯開始時期や点灯方法、点灯すべき場所での確実な前照灯の点灯習慣を運転者に定着させることを目的に、「3(サン)ライト」運動と銘打ち、3つのフレーズで呼びかけるもの。

- ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯
- ・ 原則上向きライト点灯
- ・ トンネル内ライト点灯

